第四十二条第一項中「第百七条第三項」の下に「及び第百十条の十七第三項」を加え、「又は第百七条第二項」を「、第百七条第二項又は第百十条の十七第二項」に、「又は負担金」を「、負担金又は特定負担金」に改め、同条を第四十六条とし、第三十八条から第四十一条までを四条ずつ繰り下げ、第三十七条の次に次の四条を加える。

（資産の国内保有）

第三十八条　法第百十条の十の規定に基づく農林中央金庫に対する命令は、その期限及び次項各号に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

2　法第百十条の十に規定する農林中央金庫の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　日本銀行に対する預け金

二　現金並びに農林水産大臣及び内閣総理大臣が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券

四　国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権

五　国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの

六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者に信託した財産

七　国内に住所又は居所を有する者に対する差入保証金（取引について農林中央金庫が預託した金銭をいう。）

八　金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）又は金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に対する預け金

九　国内に所在する有形固定資産

十　その他農林水産大臣及び内閣総理大臣が適当と認める資産

3　内閣総理大臣は、前項第二号及び第十号の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（経営の健全化のための計画）

第三十九条　法第百十条の十四第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一　経営の合理化のための方策

二　責任ある経営体制の確立のための方策

三　配当等により剰余金が流出しないための方策

四　優先出資の引受け等に係る優先出資及び借入金につき剰余金をもつてする消却又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（法第百十条の十四第四項の決定に従つた優先出資の発行による登記の特例）

第四十条　法第百十条の十四第五項において準用する法第百一条の二第二項の規定により農林中央金庫が法第百十条の十四第四項の決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百十条の十四第四項の決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（優先出資の引受け等の決定等に関する読替え）

第四十一条　法第百十条の十四第五項において法第百条第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、同条第六項中「当該申込みをした農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第七項中「前条第六項から第九項まで」とあるのは「第百十条の二第三項及び第四項並びに第百十条の十三第五項」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項の表第三十四条第九号の項中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十一号」に改め、同表第八十五条第一項の項中「以下」を「第九十四条第四項を除き、以下」に改め、同表第八十九条第一項の項中「（以下「会計監査人設置組合」という。）」を「若しくは水産業協同組合法第四十一条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」と総称する。）」に改め、同表第九十四条第二項の項中「）及び」を「）、同法第四十一条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十九条及び水産業協同組合法」に改め、同表第九十四条第三項の項中「並びに第三十四条の二第五項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）」を「、同法第三十四条の二第五項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十一条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十九条第一項」に改め、同表第九十四条第四項の項中「理事」の下に「（当該被管理農水産業協同組合が農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合（以下この項において「経営管理委員設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては、経営管理委員）」を、「通常総代会）」の下に「の終結の時に、理事（当該被管理農水産業協同組合が経営管理委員設置組合又は農林中央金庫である場合に限る。）は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営管理委員会」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同表第九十四条第五項の項中「又は総代会」を「若しくは総代会又は経営管理委員会」に改め、同表第九十五条の項の次に次のように加える。

第百六条第二項	その会員である農水産業協同組合	特定承継会社
第百十条の八	農水産業協同組合（農林中央金庫の会員であるものに限る。）	特定承継会社
	農水産業協同組合に	特定承継会社に

附　則

この政令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎